

2024年12月6日

日本共産党県議団  
尾村利成

## 一問一答質問項目表

### 1. 中電の法令違反とそれを放置した県の責任について

12月7日に中国電力は、約13年ぶりに島根原発2号機を再稼働しようとしている。再稼働にあたって、県民の不安と怒りが高まっている。

またもや中国電力の重大なる法令違反が発覚した。中電は、島根原発2号機を再稼働するために、10月28日から燃料装荷を開始した。問題なのは、中電は燃料装荷を開始した2日後の10月30日に県から安全対策工事2件で、港湾法に基づく県への未届けがあり、法に反しているとの連絡を受けながらも、その内容を隠蔽し続け、燃料装荷を続けていた。

中電が法令違反を公表したのは11月22日であり、約1か月もの間、法令違反を公表することなく、2号機再稼働の準備を着々と進めていた。明らかに県民への重大なる裏切りであり、隠蔽である。法令軽視、隠蔽体質の中電に厳しく抗議する。中電に原発を動かす資格はない。12月7日の再稼働は中止すべき。

県も、中電の法令違反を知りながら、中電に公表するよう指導せず、さらに、県自身もこの法令違反の事実を公表しなかった。県の責任も重大である。中電と同罪と言わざるを得ない。

- ① 港湾法に基づく未届け工事の概要を伺う。(土木部長)
- ② 法令違反が判明した時点で、県として速やかなる公表を行うべきであったと考えるが、如何か。(土木部長)
- ③ 中電はいつから法令に反していたのか伺う。(土木部長)
- ④ 県が法令違反を見落とした原因はどこにあるのか、今回の事案から県は何を教訓とするのか、再発防止策はどのようにするのか伺う。(土木部長)
- ⑤ 中電を刑事告発すべきと考えるが、如何か。(土木部長)
- ⑥ 知事は法令違反の事実について、いつ報告を受けたのか伺う。(知事)
- ⑦ 県政の諸課題について、県民への情報提供基準を伺う。(知事)
- ⑧ 県民への適切な説明責任を果たすことこそ、県政への信頼を高める道と考えるが、所見を伺う。(知事)
- ⑨ 10月30日に未届けが判明しながら、中電が公表したのは11月22日であった。県は中電に対し、速やかなる公表を指示すべきであったと考えるが、如何か。中電の法令違反に目をつぶり、隠蔽に加担した点で、県も同罪である。なぜ黙殺したのか伺う。(知事)
- ⑩ 知事が会長を務める島根原発周辺環境安全対策協議会が11月20日に開催された。その際、私は中電に「トラブル、不適切事案があった際、隠蔽はせず、きちっと情報を公開する」よう求めた。中電は「些細な事をすべて公開している。どんなことがあっても、隠したりしない。情報公開の精神は、しっかり引き続きやっていく」と回答した。言うことと、やっていることが、全く正反対ではないか。未届け事案を隠し、平気で虚偽答弁を行う事業者は、信頼に値しない。原発を動かす資格などないと考えるが、所見を伺う。(知事)
- ⑪ 県が法令違反を免罪するなど、中電を甘やかすことは、安全を置き去りにすることに他ならないと考えるが、如何か。(知事)
- ⑫ 中電が度重なるトラブル、不祥事を繰り返すのは、3つの根本的原因がある。1つに、電力業界の利潤第一とする国の原発推進政策、2つに、この地域で電力供給をほぼ独占する特権意識とおごり、3つに、「原発は事故を起こさない」という安全神話に浸かりきっていることである。そうであるからこそ、県民の命と安全を守る使命をもつ島根県が、中電に対し、毅然とした対応を取るべきと考えるが、如何か。(知事)
- ⑬ 中電も、県も法令違反を隠してきた。この事への反省と総括なく、中電と県への不信が広がっている中、12月7日の再稼働などあり得ないと考えるが、如何か。(知事)

## 2. 県民の命を守る適切措置要求権の行使について

県政の使命は県民の命と安全を守ることである。安全協定第12条には、適切措置要求権が規定されている。第12条では、県は周辺地域住民の安全確保のため、特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、中国電力に対し、原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずることを求めることができると規定している。この規定は、県民の命と安全を守る規定である。

- ① 今回の港湾法違反をはじめ、この20年間での8度の火災発生など、中電の不適切事案は目に余り、「安全協定」に反する事態が頻発している。「住民の安全確保を図ること」を目的とする協定を実効あるものにするためにも、協定に反する事態が発生した際に、中電に何らかのペナルティーを科す条文を新設すべきと考えるが、如何か。このことが、中電の安全意識に魂を植え付けることになり、ひいては県民の命と安全を守る確かな保障となるものとするが、如何か。(知事)
- ② 中国電力の運転の安全性に疑念が生じ、適正運転が担保できない際には、適切措置要求権を躊躇なく発動し、原子炉停止を決断すべきである。改めて、適切措置要求権の行使と県民の命を守るための知事の断固たる決意を伺う。(知事)

## 3. 財政民主主義に反する中電の5億円負担金について

県は、中電から原子力関係業務に係る職員人件費を年5億円程度、負担してもらうことで合意した。県民に見えず、不透明な協議での決定は、談合そのものであり、財政民主主義に反する。

今回の決定は、負担金を求める法的根拠やプロセスが不明瞭である。中電との協議状況をガラス張りにし、使途、法的根拠を明確にし、県民への説明責任を果たすべきである。法的根拠なきままの負担金受領は危険であり、これ以上、原発マネーに依存すれば、県として中電に毅然とした対応が取れなくなる。

- ① この間の負担金決定に至るまでの交渉過程について、県民への説明責任を果たす立場から、詳細なる決定に至るプロセスを説明されたい。(総務部長)
- ② 法的根拠を欠き、決定のプロセスが不明瞭な負担金受領は、県と中電の関係を不適切なものにすると考えられる。このままでは、県が中電に毅然とした対応を取れなくなるのではないのか伺う。(知事)
- ③ 財政民主主義の立場から、負担金を求めるのであれば、その内容は条例化すべきと考えるが、如何か。(知事)
- ④ この度の5億円は、実質的には中電からの寄付金である。地方自治法第96条において、地方議会の議決事項として「負担付きの寄付または贈与を受けること」が規定されている。この度の中電からの負担金は、原子力関係業務に係る職員人件費に充てることを条件にしている以上、財政民主主義の立場から「負担付きの寄付」として、県議会の議決に付すべきものとするが、如何か。(知事)

## 4. 県民合意がなく、実効ある避難計画なきままの再稼働について

住民の避難計画についても、医療・福祉関係者からは「大雨や地震に原発事故が重なれば大変なこととなる。マンパワーも足りない」「病気の人や高齢者にとって移動(避難)すること自体、命の危機につながる」との悲痛な声が出されている。PAZ(島根原発から半径5キロ圏の区域)内において、避難行動要支援者は963人、そのうち、個別避難計画策定済み数はわずか149人に過ぎない。要支援者から不安の声が渦巻く中、この策定状況で2号機を再稼働することなど許されない。

- ① 12月7日の再稼働にあたって、県民の理解と納得はあるのか、合意は得られているのか伺う。(知事)

- ② 2022年6月2日の再稼働同意にあたって、知事は「原発はなくした方がいい」「県民に不安や心配が残り、苦渋の判断」と述べた。現時点の認識を伺う。(知事)
- ③ 県民合意がなきまま2号機を再稼働することは、県民の中に「対立と分断」を生み、さらに県政への不信を招き、島根創生計画に謳う「オール島根」に反すると考えるが、如何か。(知事)
- ④ 避難を余儀なくされる方々からは、「避難計画に実効性がない」との声が多数寄せられている。この不安の声をどのように認識しているのか伺う。(知事)
- ⑤ 医療、福祉現場、要支援者の不安を払拭するために如何なる対応を取るのか伺う。(知事)
- ⑥ 11月16日に「被ばく患者を手当てする原子力災害医療訓練」が行われた。この訓練で浮き彫りとなった課題を伺う。また、その課題解決に向けての取り組み方針を伺う。(健康福祉部長)